

府政防第 1798 号  
消防災第 206 号  
健感発 1217 第 1 号  
令和 2 年 12 月 17 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部（局）長  
衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
（公 印 省 略）

#### 冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について

災害が発生し、避難所を開設する際の新型コロナウイルス感染症対策については、これまでに通知等を発出し、助言してきたところ（別紙 1）。

冬期になり、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しており、インフルエンザも流行する恐れがあること等から、避難所においてより一層の感染症対策が重要となっています。

インフルエンザも含め、避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応については、これまでも別紙 1～3 の通知等により助言を行ってきたところですが、今後も引き続き、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、避難者スペースの十分な確保、専用スペースの確保など発熱者等への対応に関して、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の活用も検討し、平時の事前準備及び災害時の対応を徹底していただくようお願いします。

また、今般、換気を前提とした避難所の設備・備蓄等の確保のほか、特にご留意いただきたい点を下記のとおり整理しましたので、今後の対策の参考としていただきますようお願いいたします。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 1. 換気を前提とした避難所の設備・備蓄等の確保

避難所内については、十分な換気に努めることが必要です。冬期においても、暖房器具を使用しながら、気候上可能な限り、常時換気（難しい場合には30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にすることによる換気）を行うことに努めて下さい。また、室内の温度及び湿度を保つために窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用することも有効です。

窓開け換気による室温変化を抑えるためには、一方向の窓を少しだけ開けて常時換気に努めて下さい。人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温変化を抑えるのに有効です。開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意して下さい。

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、避難者等に温かい服装を心がけるよう周知して下さい。

また、避難所における暖房や保湿等に必要な設備や、毛布、防寒着等の防寒対策に係る備品等について、平時からの確保に努めて下さい。

### 2. 避難所外避難者を含めた被災者の支援

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅や親戚・知人宅等への避難を促してきたことから、先般の令和2年7月豪雨災害においては、避難所外に避難する方が相当数おられました。こうした避難所外避難者に対しても、物資の提供や安否確認等の支援が適切に行われるよう、対応を検討しておくことが重要です。

例えば、避難者への物資の受け渡しについて、避難所外の地区の拠点において消防、市町村の職員、地区の代表者の協力を得て行うことが考えられます。また、安否確認等については、自治会や保健所、福祉関係団体等とも連携しながら行うことが考えられますので、地域の実情に応じて適切に対応していただくよう、お願いします。

また、車中泊による避難（※）について、特に冬期においては車内の温度や湿度、換気の管理が困難であることなどから、可能な限り避ける必要があります。やむを得ず車中泊している避難者に対しては、防寒対策に十分注意するよう注意喚起するとともに、避難所の避難者と同様、必要な毛布や防寒着を供与する等の対応を行うようご留意ください。また、いわゆるエコノミークラス症候群の対策を行うことや、夜間等の就寝時にエンジン、エアコンをつけたままにすることは、一酸化炭素中毒となる危険性があることについて、十分周知して下さい。

（※）車中泊への対応については、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ～自治体向け～ 第2版」の Q21 も参照してください。

### 3. ホテル・旅館等の活用を含めた可能な限り多くの避難所の確保

先般の台風第10号等においては、予想以上の避難者が避難し、急遽避難所を増設する対応を迫られた市町村等もありました。

つきましては、「3密」を回避するため、可能な限り多くの避難所を当初から開設することが重要であり、平時から準備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和2年7月豪雨災害においては、これまでに避難のため、9団体において355名が20箇所のホテル・旅館を利用しています。

通常の避難所の確保とともに、ホテル・旅館をはじめとする民間施設や国の研修所等を発災時に円滑に避難所として活用できるよう、事前に関係団体等と協定を締結し、市町村だけでなく、都道府県も含め、施設管理者等と事前の調整を行っておくことが有効ですので、引き続き取組を進めていただきますようお願いいたします。さらに、災害時における避難所の開設状況や発令されている避難情報、避難所の混雑状況等を住民の方々に周知することが重要なため、防災メール、防災アプリ、防災行政無線等を活用するなど、対応方法を平時から検討していただくようお願いいたします。

国としても、宿泊団体に協力を依頼し、協力可能との回答を得た全国の1,200を超える宿泊施設の情報や、国及び独立行政法人等が所有しており、災害時の施設の活動状況に応じて避難所として貸出可能と各省庁から申し出を受けている、全国で約930の研修所、宿泊施設等に係る情報について、自治体に提供していますので、活用していただきますようお願いいたします。

協定等に基づく発災時の対応について改めて確認し、災害時にはホテル・旅館等の利用・予約状況等を共有することにより、円滑な対応ができるようにしておくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等の借上げ等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合においては、同法による国庫負担の対象となります。適用されない場合においても、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の活用が可能です。

#### 4. 関係部局における新型コロナウイルス感染症に関する情報の共有

最近の新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加に鑑み、「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」（令和2年7月8日付け事務連絡）を参考に、都道府県、保健所設置市又は特別区の保健福祉部局が保有する新型コロナウイルス感染症に関する情報について、適時適切に都道府県及び市町村の防災担当部局と情報共有を行っていただくようお願いいたします。

（参考資料）

- ・避難所等における新型コロナウイルス関連の通知等（別紙1）
- ・令和元年台風第19号に係る被災地におけるインフルエンザ等の感染症対策の実施について（令和元年10月19日付け事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課）（別紙2）
- ・災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について（令和2年7月8日付け事務連絡）（別紙3）

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、舘野  
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤、榊原  
TEL 03-3595-2257（直通）

(参考) 避難所等における新型コロナウイルス関連の通知等

【ポイント集】

- 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画（第一版）について  
(令和2年6月15日付け府政防第1274号・消防災第117号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知)  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19\\_hinanjo\\_point\\_movie1.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_hinanjo_point_movie1.pdf)
  
- 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（第1版）について（情報提供）」  
(令和2年6月16日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て事務連絡)  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19\\_tsuuchi.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf)
  
- 【令和2年度の災害を踏まえた対応】
- 「令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組みの実施について（周知）」  
(令和2年8月31日付け府政防第1466号、内閣府政策統括官（防災担当）発、各都道府県知事宛て通知)  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/0831\\_oome.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/0831_oome.pdf)
  
- 「令和2年台風第10号を踏まえた今後の台風における避難の円滑化について」（令和2年9月23日付け府政防第1522号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）発、都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知)  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/enkatsu\\_toushi.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/enkatsu_toushi.pdf)
  
- 「令和2年台風第10号を踏まえた今後の台風における避難の円滑化について（その2）」  
(令和2年10月8日付け府政防第1562号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）発、都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知)  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/1008\\_enkatsu.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/1008_enkatsu.pdf)

### 【災害対策本部関係】

- 「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について（通知）」  
（令和2年4月27日付け消防災第79号、消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部長宛て通知）  
[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427\\_bousai\\_79.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427_bousai_79.pdf)
  
- 「大規模災害発生時における国等からの職員等の派遣に係る執務スペースの確保について」  
（令和2年6月2日付け府政防第1230号・消防災第100号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災主管部（局）長宛て通知）  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/0602corona.pdf>
  
- 災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について  
（令和2年7月8日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）・総務省自治行政局地域情報政策室長・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県、保健所設置市、特別区 防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長宛て事務連絡）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/corona\\_0708.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_0708.pdf)

### 【避難所運営全般】

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」  
（令和2年4月1日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第1号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長宛て通知）  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>
  
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」  
（令和2年4月7日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長宛て事務連絡）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan\\_korona.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf)

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」  
（令和2年5月21日付け府政防第939号・消防災第87号・健感発0521第1号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長宛て通知）  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>  
※第2版については、令和2年6月10日付けで発出
  
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について」  
（令和2年5月27日付け府政防第942号・消防災第88号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知）  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/keihi.pdf>
  
- 「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について」  
（令和2年5月27日付け府政防第951号・消防災第96号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知）  
[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/chihou\\_torikumi.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/chihou_torikumi.pdf)
  
- 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」  
（令和2年6月8日付け府政防第1239号・消防災第108号・健感発0608第1号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長宛て通知）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/0608\\_guideline.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/0608_guideline.pdf)  
※第2版については、令和2年9月7日付けで発出
  
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」  
（令和2年6月10日付け府政防第1262号・消防災第114号・健感発0610第1号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長宛て通知）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/0610\\_corona.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/0610_corona.pdf)

○「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第1版）について」

（令和2年6月10日付け府政防第1263号・消防災第115号・健感発0610第2号・観産第125号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長・観光担当部（局）長宛て通知）

[http://www.bousai.go.jp/pdf/corona\\_QA.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA.pdf)

※第2版については、令和2年7月6日付けで発出

○「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知）」（令和2年6月24日付け事務連絡）について」

（令和2年6月25日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て事務連絡）

[http://www.bousai.go.jp/pdf/0625\\_corona.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/0625_corona.pdf)

○「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第2版）について」

（令和2年7月6日付け府政防第1327号・消防災第130号・健感発0706第1号・観産第331号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長・観光担当部（局）長宛て通知）

[http://www.bousai.go.jp/pdf/corona\\_QA2.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA2.pdf)

○「避難所における感染症対策について（依頼）」

（令和2年7月20日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）発、各都道府県災害担当主管部（局）宛て事務連絡）

[http://www.bousai.go.jp/updates/r2\\_07ooame/r2\\_07ooame/pdf/0720.pdf](http://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/pdf/0720.pdf)

○「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第2版）について」

（令和2年9月7日付け府政防第1482号・消防災第156号・健感発0907第3号・環自総発第2009071号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・環境省自然環境局総務課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長・動物愛護管理担当部（局）長宛て通知）

[http://www.bousai.go.jp/pdf/korona\\_0908.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/korona_0908.pdf)



### 【旅館・ホテルの活用関係】

- 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」  
（令和2年4月28日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長・観光担当部（局）長宛て事務連絡）  
[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona\\_hotel\\_0429.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf)
  
- 「「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和2年4月28日付け事務連絡）を踏まえた対応について」  
（令和2年5月27日付け府政防第1217号・消防災第97号・健感発0527第2号・観産第75号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長・観光担当部（局）長宛て通知）  
[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428\\_taiou.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428_taiou.pdf)
  
- 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について（補足）」  
（令和2年8月7日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長・観光担当部（局）長宛て事務連絡）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/coronahinan\\_0807.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/coronahinan_0807.pdf)

### 【研修所、宿泊施設等の活用関係】

- 「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」  
（令和2年5月21日付け府政防第930号・消防災第86号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知）  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/syukuhaku.pdf>
  
- 「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設等のリストについて」  
（令和2年6月16日付け府政防第1273号・消防災第118号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部（局）宛て通知）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/20200616\\_shisetsulist.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/20200616_shisetsulist.pdf)

### 【物資の備蓄関係】

- 「「物資調達・輸送調整等支援システム」への情報入力の促進及び今後の消防防災・震災対策現況調査の取扱いについて（通知）」  
（令和2年5月27日付け府政防第949号・消防災第95号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業継続担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当部局長宛て通知）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/logi\\_system.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/logi_system.pdf)
  
- 「新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通について」  
（令和2年6月12日付け、内閣府政策統括官（防災担当）・総務省自治行政局公務員部長（新型コロナウイルス感染症総務省対策本部地域連携・調整チーム副主査）・消防庁次長・厚生労働省医政局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・厚生労働省老健局長発、各都道府県知事宛て事務連絡）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/0612\\_mask.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/0612_mask.pdf)
  
- 「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの医療機関、高齢者施設等向けの購入専用サイトの周知について」  
（令和2年6月17日付け、厚生労働省 医政局経済課、医薬・生活衛生局総務課、子ども家庭局総務課少子化総合対策室、子ども家庭局保育課、子ども家庭局家庭福祉課、子ども家庭局子育て支援課、子ども家庭局母子保健課、社会・援護局保護課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課認知症施策推進室、老健局高齢者支援課、老健局振興課、老健局老人保健課・文部科学省 初等中等教育局幼児教育課、初等中等教育局健康教育・食育課・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業継続担当）発、各都道府県・保健所設置市、特別区衛生主管部（局）・民生主管部（局）・各都道府県私立学校主管部（局）・各都道府県教育委員会・各都道府県防災担当部局長宛て事務連絡）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/20200617\\_corona\\_ethanol.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/20200617_corona_ethanol.pdf)
  
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症対応に必要なマスク及び消毒液（手指消毒用エタノール）の確保について（情報提供・希望調査）」  
（令和2年6月19日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業継続担当）発、各都道府県防災担当部局長宛て事務連絡）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/0619\\_corona\\_mask\\_ethanol.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/0619_corona_mask_ethanol.pdf)

#### 【罹災証明書交付関係】

- 「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」  
（令和2年5月27日付け府政防第950号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）発、各都道府県担当部局長宛て通知）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/colona\\_risai.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/colona_risai.pdf)

#### 【応援職員派遣関係】

- 「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」  
（令和2年5月22日付け総行派第20号、総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長発、各都道府県総務部長・各指定都市総務局長宛て通知）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000689055.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000689055.pdf)

#### 【災害ボランティア関係】

- 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について」  
（令和2年6月1日付け府政防第1231号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）発、各都道府県災害ボランティア担当主管部（局）長・防災担当主管部（局）長宛て通知）  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/tsuchi/volunteer/partnership.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について（情報提供）」  
（令和2年6月8日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）発、各都道府県防災担当主管部（局）長・災害ボランティア担当主管部（局）長宛て事務連絡）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/corona\\_volunteer.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_volunteer.pdf)

- 「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」  
（令和2年8月28日付け、内閣府政策統括官（普及啓発・連携担当 被災者生活再建担当）発、各都道府県、救助実施市災害救助担当主管部（局）長宛て事務連絡）  
[http://www.bousai.go.jp/updates/r2\\_07ooame/r2\\_07ooame/pdf/0828.pdf](http://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/pdf/0828.pdf)

#### 【避難の理解力向上キャンペーン関係】

- 「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）」  
（令和2年4月21日付け府政防第819号・消防災第72号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部長宛て通知）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan\\_campaign.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_campaign.pdf)
  
- 「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について」  
（令和2年5月28日付け府政防第1221号・消防災第98号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部（局）長宛て通知）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/elder\\_support.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/elder_support.pdf)

#### 【濃厚接触者の定義】

- 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」  
（国立感染症研究所感染症疫学センター）  
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200529.pdf>

#### 【その他（チラシ等）】

- 「新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について」  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>
  
- 「新型コロナウイルスなどの感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について」
  - ・ 避難所に避難されている方々へ  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/leaflet-hinan1.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-hinan1.pdf)
  - ・ 避難所を運営されている方々へ  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/leaflet-hinan2.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-hinan2.pdf)

事務連絡  
令和元年 10 月 19 日

各 〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和元年台風第 19 号に係る被災地におけるインフルエンザ等の感染症対策の実施について

本年においては、インフルエンザの流行時期が全国的に早まる可能性があることを踏まえ、標記被災地におけるインフルエンザを含む感染症対策の実施に際し、下記についてご留意いただきますようお願いいたします。

なお、標記被災地を含まない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付します。

記

(1) 避難所における感染予防対策の徹底について

被災地がインフルエンザの流行時期に入る可能性や被災者の避難所での生活が長期化する可能性を踏まえ、避難所においてインフルエンザを含む感染症の発生及び感染拡大を防止するため、貴管内の市町村や、被災者、貴職員を含む関係者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指衛生を改めて周知徹底いただきますようお願いいたします。また、避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理についても、引き続き徹底いただきますようお願いいたします。

(2) 支援に従事する者における感染症対策について

被災地に外部から感染症の病原体が持ち込まれることを未然に防止するため、ボランティアをはじめとする被災地域の避難所等へ出入りする者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指消毒の周知徹底を図るとともに、熱等の症状がある場合には支援に従事させないなどの対応の徹底をお願いします。

(3) 感染が疑われる者の早期発見、早期治療、感染拡大の防止について

避難所においては、保健師の巡回、健康相談等により、感染が疑われる者を早期に発見し、速やかな受診につなげることにより、感染拡大の防止に努めていただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和2年7月8日

各都道府県、保健所設置市、特別区

防災担当主管部（局）長 殿

衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）  
総務省自治行政局地域情報政策室長  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長

災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な  
実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえれば、災害発生時において、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を適切に行いつつ、円滑かつ迅速に災害応急対策を実施することが必要です。避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）をはじめとする累次の通知及び事務連絡等によりお示してきたところですが、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の保健福祉部局が保有する新型コロナウイルス感染症に関する情報について、適時適切に都道府県及び市町村の防災担当部局と情報共有が図られることは、災害時の対応を適切に行う観点から有用であると考えられます。

つきましては、貴職におかれては、下記について留意いただくとともに、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局及び衛生主管部局に対しても、この旨周知し、災害時等における情報共有のあり方についてご検討いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 平時からの情報共有

自宅療養者又は濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）の被災に備えて、平時から、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携して、災害時の対応の検討、役割分担の調整等を行い、あらかじめ、自宅療養者等の避難方法等を決め、伝えておくことが重要です。

災害時の対応に係る事前の検討・準備に必要な情報共有のあり方は、新型コロナウイルス

ス感染症の流行状況や地域の実情等に応じて様々考えられますが、次のような対応事例も参考にしつつ、自宅療養者等に不当な差別・偏見が生じないように十分に留意の上、関係部局の間で、自宅療養者等の避難先の確保や避難方法の伝達等についての責任主体、役割分担を決め、あらかじめ、具体的な情報共有の内容や方法を定めておくことが必要です。

①都道府県等の保健所と市町村の防災担当部局との間で、避難所に避難する可能性がある自宅療養者等の人数、おおよその居住地等の情報を共有し、自宅療養者等の避難の確保に向けた対応の検討、役割分担の調整等を行い、その結果に基づき、都道府県等の保健所から自宅療養者等に対して避難先、避難の方法等を伝えます。

② 都道府県等の保健所と都道府県及び市町村の防災担当部局とが連携し、都道府県等の保健所において、ハザードマップ等に基づき自宅療養者等が危険エリアに居住しているか否かの確認を行うとともに、仮にそうであれば、市町村の防災担当部局と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、都道府県等の保健所から自宅療養者等に対して避難先、避難方法等を伝えます。

なお、これら①、②の対応事例のような平時における事前の検討・準備に加えて、災害発生時において円滑に災害応急対策を実施できるよう、2. のとおり、災害発生時における情報共有についても検討・調整する必要があることに留意願います。

## 2. 台風接近等に伴い災害発生のおそれがある場合又は災害発生時の情報共有

平時において詳細な情報共有がなされていない場合であっても、台風接近等に伴い災害発生のおそれがある場合又は災害発生時においては、避難誘導、避難所運営、人的・物的応援の必要の判断など円滑に災害応急対策を実施するためには、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が必要に応じて、連携・協力して災害応急対策を行うことが必要であり、このために必要な情報が、当該対応に当たる関係者に対して、速やかに情報共有される必要があります。

このため、各都道府県等の個人情報保護条例に留意の上、自宅療養者等に関する災害応急対策に必要な情報共有が行えるよう、あらかじめ、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所との間で、災害発生のおそれがある場合又は災害発生時における情報共有について、情報共有する情報の内容、情報共有する対象者の範囲、情報の伝達方法など具体的な方法の調整を行い、その情報の取扱いや自宅療養者等に係る災害時の対応についての責任主体、役割分担を決めておくことが必要となります。

なお、台風接近等に伴う水害の場合には、数日前から警戒態勢に入ることが通例であると思われます。警戒態勢に入った段階において、速やかに情報共有を図ることにより、きめ細かな、かつ、余裕をもった避難対応を行うことが可能となることに留意願います。

## 3. 適時適切な情報提供

都道府県等の保健福祉部局において、自宅療養者等に係る情報を厳格に管理する観点から、当該部局から外部への情報提供を可能な限り少なくし、災害時においても都道府県等の保健福祉部局が自宅療養者等の避難等に係る対応を実施することも考えられます。そう

した場合であっても、自宅療養者等が万一避難所に避難する可能性が生じる場合には、都道府県等の保健福祉部局は、当該自宅療養者等の適切な避難をはじめとする避難所の運営に際して必要な情報について、速やかに、都道府県又は市町村の防災担当部局に対して、情報提供を行っていただくことが必要です。

#### 4. 情報共有に当たっての補足

新型コロナウイルス感染症に関する情報共有に際しては、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付け事務連絡内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、総務省地域力創造グループ地域情報政策室）の内容に留意の上、情報共有が可能である旨の連絡をしているところです。その補足として、別紙のとおり、情報共有を可能とするための考え方を整理しておりますので、各団体の個人情報保護条例の解釈、適用にあたっての参考としていただきますよう申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付  
崎村、和田、雨宮  
TEL 03-3502-6047（直通）

総務省自治行政局地域情報政策室  
高荒、高橋  
TEL 03-5253-5525（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、舘野、亀田  
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤、榊原  
TEL 03-3595-2257（直通）



地方公共団体が、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止の目的として、必要な自宅療養者等の氏名や住所等の情報を共有することについては、各地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、各地方公共団体が判断するものですが、個人情報保護条例の一般的な規定及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号、以下「行政機関個人情報保護法」という。(注：行政機関個人情報保護法の適用対象は国の行政機関のみ))の規定によった場合の一般的な考え方<sup>\*</sup>としては、以下のものがあげられますので、判断に当たっての参考にしてください。

- ① 目的外利用について本人同意を得る。
- ② 行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号及び第3号と類似の規定がある場合には、当該規定の適用を検討する。
- ③ 「人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要があるとき」、「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき」等の規定がある場合、当該規定の適用も検討する。

上記②に関連して、国においては、行政機関個人情報保護法の本規定に基づき

- ・ 外国で犯罪に巻き込まれた邦人を保護するため、外務省の旅券課が保有する保有個人情報について、同省の海外邦人安全課が利用する場合(同組織内において、海外邦人安全課が自らの所掌事務(邦人保護)の遂行のために他部局保有の情報を利用する事例) <同一自治体内の内部利用の参考事例>
- ・ 感染症予防や感染者の状況の追跡調査のため、法務省が保有する刑務所等での被収容者の診療記録について、保健所が利用する場合(他組織において、保健所が自らの所掌事務(疾病予防)の遂行のために他組織保有の情報を利用する事例) <他の自治体に情報共有を行う際の参考事例>

などの事例がありますので、災害発生時における自宅療養者等の適切な避難の確保等を検討するに当たり、参考としてください。

条例の規定によっては、新型コロナウイルス感染症対策という利用目的内と整理することが考えられ、また、当該利用目的と相当の関連性を有するものとして、当該利用目的を変更し、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の実施を新たな利用目的とする(利用目的に追加する)ことも考えられますので、参考としてください。

なお、例えば、都道府県から自宅療養者等に対し「居住する市町村に連絡し、発災時の対応を自主的に相談する」旨を依頼することで、個人情報に関する課題を解決する方法もあり得るので、あわせてご検討ください。

※ 行政機関個人情報保護法の利用及び提供の制限に係る解釈は次のとおりであり、個人情報を利用目的以外の目的のために提供する場合には留意することとされています。

- 行政機関個人情報保護法第8条2項1号（本人の同意があるとき）は、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考えられることから、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものです。
- ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできません。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他の第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書きに該当します。
- 「本人の同意」は、書面によることを要しません。
- 行政機関個人情報保護法第8条2項2号（行政機関内部の利用）及び3号（他の行政機関等への提供）では、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外として、行政機関が保有個人情報を内部で利用する場合、又は行政機関から他の行政機関等が保有個人情報の提供を受けて利用する場合について、法令の定める当該機関の事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由がある場合にのみ、保有個人情報を利用目的以外に利用・提供できることとしたものであり、「相当な理由のあるとき」とは、行政機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められます。
- 相当な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断することとなりますが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められます。
- ただし、2号又は3号に該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはなりません。
- 行政機関個人情報保護法第3条3項は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができることとしています。
- 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、想定することが困難でない程度の関連性を有することをいいます。また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関の恣意的な判断による変更を認めるものではありません。OECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事會勧告」においても、個人データの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しない、かつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきであるとしています。